

令和 7 年 5 月

岐阜県教育委員会義務教育課

受講生の皆さまへ

岐阜県教育委員会免許法認定講習における単位認定について

岐阜県教育委員会が主催する「免許法認定講習」における単位については、以下の 1～3 により認定の可否を判断します。

1 履修時間【出席】

- (1) 単位の認定には、講習全体時間（授業時間）の 4／5 以上の出席（在席）が必要です。
- (2) 各受講生の履修時間（出席・在席）は、原則として岐阜県教育委員会が派遣するスタッフが確認します。
- (3) 所定の履修時間を満たさない受講生には、単位は認定しません。

2 教官の採点【理解】

- (1) 単位の認定は、講習内で実施される試験（ミニ試験等を含む）、レポート、その他課題等の内容について、担当教官が評価した結果に基づきます。期日までに回答の提出がない場合は単位を認定できない場合があるため、必ず期日までに提出してください。
- (2) 評価は「A・B・C・D」の 4 段階とし、D 評価は不合格として単位は認定しません。

3 受講態度【姿勢】

- (1) 以下のような受講態度、行為が見られた場合、当該受講生に対し、担当教官又は岐阜県教育委員会が派遣するスタッフにより注意します。

◆注意の対象となる態度、行為の例

- ・携帯電話、スマートフォンの使用（教官が認めた場合を除く）
- ・私語
- ・居眠り
- ・飲食（水分補給を除く）
- ・その他、講習実施の妨げとなる行為

- (2) 注意の対象となった受講生は、態度、姿勢によっては単位の不認定もあり得ます。